

四街道市下水道条例の一部を改正する条例

四街道市下水道条例（昭和50年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「専属する」を「選任できる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が都道府県、他の市町村等の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。